

## 社会福祉法人森田記念会役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人森田記念会  
規則 第 1 0 号

### (目 的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人森田記念会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定 義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び交通費等はこれを払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通等を支払うことができる。
- 3 交通費は、実費を支給する。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。
- 4 交通費は、実費を支給する。

### (監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費等を支払わないものとする。

- 2 監事が理事会・評議員会（出席）以外の日において、監査指導のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。
- 3 交通費は実費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬等を支給することができる。

- 2 旅費は、社会福祉法人森田記念会規則第8号旅費規程により支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を原則として実費で支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の意見を聞いて評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成20年3月28日より適用する。
2. 平成20年5月23日 全文改正。
3. 平成22年12月6日 一部(別表)改正。
4. 平成24年7月30日 一部(別表3削除ほか一部)改正。
5. 平成27年3月25日 一部(別表2)改正。
6. 平成28年5月30日 一部改正。
7. 平成29年4月 1日 一部改正。

別表 1

名 称	報 酬／日
理事会出席報酬等	20,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	1,000,000 円/月
理事業務報酬等	20,000 円/日
評議員業務報酬等	10,000 円/日
監事監査業務報酬等	20,000 円/日